

平成25年度障害者虐待の通報・届出の受付状況等

資料1-1

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

1 障害者虐待の通報等の受付及び対応状況

		養護者による虐待		施設従事者等による虐待		使用者による虐待		合計	
			県受付分		県受付分		県受付分		県受付分
通報・届出受付件数		250	0	106	17	25	10	381	27
虐待が認められた件数	対応中	31		9	3	0	0	40	3
	対応終結	51		10	1	5	0	66	1
	計	82		19	4	5	0	106	4

※ 本表は、平成25年4月1日～平成26年3月31日に通報等があった事案について、平成26年3月31日現在の状況を示したものです。

養護者による虐待は市町村、使用者による虐待は労働局が虐待の判断を行うため、一部斜線となっています
「対応中」：虐待の事実があり、支援方針を検討中又は実際に支援中の事案等

(県に報告や通知をした場合でも、当該虐待対応の一環として被虐待者への何らかの支援等の検討や実施が続いている場合を含む)

「対応終結」：虐待の事実を確認し、必要な措置や支援を行って終結した事案

2 障害者虐待の類型、被虐待者の障害種別の状況 (虐待が認められた事案の詳細)

(1) 虐待の類型

	養護者による虐待	施設従事者等による虐待	使用者による虐待	合計
①身体的虐待	44件	9件	0件	53件
②性的虐待	5件	4件	0件	9件
③心理的虐待	23件	4件	1件	28件
④放棄、放置(ネグレクト)	15件	2件	0件	17件
⑤経済的虐待	24件	1件	4件	29件
計	111件	20件	5件	136件

※ 本表は、1に掲載した虐待が認められた事案(106件)について、事案ごとに虐待の類型を集計したものです。被虐待者が複数の場合も、人数に関わりなく「1件」とカウントしています。

(2) 被虐待者の障害種別

	養護者による虐待	施設従事者等による虐待	使用者による虐待	合計
①身体障害	13人	15人	1人	29人
②知的障害	42人	17人	2人	61人
③精神障害	30人	2人	2人	34人
④発達障害	1人	0人	0人	1人
⑤その他心身機能の障害	2人	0人	0人	2人
計	88人	34人	5人	127人

※ 本表は、1に掲載した虐待が認められた事案(106件)について、被虐待者の障害種別を集計したものです。被虐待者が複数の場合は、それぞれ「1人」とカウントしています。

平成24年度障害者虐待の通報・届出の受付状況等

資料1-2

(平成24年10月1日～平成25年3月31日)

1 障害者虐待の通報等の受付及び対応状況

		養護者による虐待		施設従事者等による虐待		使用者による虐待		合計	
		県受付分		県受付分		県受付分		県受付分	
通報・届出受付件数		137	1	38	7	21	6	196	14
虐待が認められた件数	対応中	41		0	0	1	0	42	0
	対応終結	19		3	0	5	3	27	3
	計	60		3	0	6	3	69	3

※ 本表は、平成24年10月1日～平成25年3月31日に通報等があった事案について、平成25年3月31日現在の状況を示したものです。

「対応中」：虐待の事実があり、支援方針を検討中又は実際に支援中の事案 等

(県に報告や通知をした場合でも、当該虐待対応の一環として被虐待者への何らかの支援等の検討や実施が続いている場合を含む)

「対応終結」：虐待の事実を確認し、必要な措置や支援を行って終結した事案

2 障害者虐待の類型、被虐待者の障害種別の状況 (虐待が認められた事案の詳細)

(1) 虐待の類型

	養護者による虐待	施設従事者等による虐待	使用者による虐待	合計
①身体的虐待	34 件	1 件	2 件	37 件
②性的虐待	3 件	2 件	1 件	6 件
③心理的虐待	19 件	2 件	2 件	23 件
④放棄、放置(ネグレクト)	15 件	1 件	0 件	16 件
⑤経済的虐待	21 件	1 件	3 件	25 件
計	92 件	7 件	8 件	107 件

※ 本表は、1に掲載した虐待が認められた事案(69件)について、事案ごとに虐待の類型を集計したものです。被虐待者が複数の場合も、人数に関わりなく「1件」とカウントしています。

(2) 被虐待者の障害種別

	養護者による虐待	施設従事者等による虐待	使用者による虐待	合計
①身体障害	19 人	0 人	0 人	19 人
②知的障害	24 人	2 人	4 人	30 人
③精神障害	29 人	1 人	6 人	36 人
④発達障害	2 人	0 人	0 人	2 人
⑤その他心身機能の障害	5 人	0 人	0 人	5 人
計	79 人	3 人	10 人	92 人

※ 本表は、1に掲載した虐待が認められた事案(69件)について、被虐待者の障害種別を集計したものです。被虐待者が複数の場合は、それぞれ「1人」とカウントしています。

資料 1 - 3 非公開

第五次障害者計画素案（権利擁護専門部会）

障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築

障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスが提供され、障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します。

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

- ◇ 個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について協議する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」などを通じて、障害のある人への理解を広げる取組や、障害のある人に優しい取組の応援を推進します。あわせて、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されたことを踏まえ、障害者への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。
- ◇ 地域における相談支援体制を構築するとともに、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会の充実・強化への支援やネットワークづくりに取組みます。
- ◇ 手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組み、障害のある人の情報コミュニケーションを支援するとともに、情報バリアフリーの推進に取り組みます。
- ◇ 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関しては、十分な広報・周知を行い、円滑な施行に努めます。

(1) 障害のある人への理解の促進

【I 現状・課題】

地域社会においては、障害のある人への誤解や偏見がいまだ見られ、障害のある人は日常生活の多くの場面で不利益を余儀なくされている、という現実があります。そのような中において、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」(以下「権利条約」という)が締結されました。この権利条約は、障害者の基本的自由の尊重を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を目的としています。

また、平成28年度からは障害者への差別を禁止する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「差別解消法」という)が施行され、障害者の権利擁護に関して大きな転換期を迎えようとしています。権利条約を批准するために、国内において障害者基本法の改正、障害者総合支援法の施行といった制度改革も行われたところです。

なお、千葉県においては、差別解消法の施行に先駆け、障害者への差別を禁止した全国初となる「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下「条例」という)が平成18年に制定、翌19年に施行されました。しかし、その認知度は、直近の世論調査において約20パーセントと低いことから、今後、この条例の周知がより一層求められています。

障害のある人への差別の背景として、障害のある人への理解不足が挙げられます。そこで、障害のある人に対する理解を促進する取組がより重要となります。子供のころから「障害」に関する知識を持つことで、差別を減らすことができる可能性があるため、条例に基づき県内16の障害保健福祉圏域に1名ずつ配置された広域専門指導員が学校を訪問するなどの広報活動を行ってきました。しかし、十分な取組が行えているという状況にはありません。

また、差別事案の中には制度や慣習等が背景にあって構造的に繰り返されてしまうものがあります。例えば、障害のある人に対する不動産の賃貸という問題があります。これについては、条例に基づく推進会議において検討を行いました。

平成28年4月から施行される差別解消法においては、障害のある人に対して合理的配慮を行うことが、国や地方公共団体においては法的義務とされました。この法律が円滑に施行されるために、また、障害者に対する合理的な配慮について認識が行き渡るように、条例と併せて周知を行う必要があります。

【II 取組みの方向性】

- ① 障害者週間のみならず、各種イベントへの支援、県報などの記事掲載を通し、障害のある人への理解の促進に努めます。
- ② 「聴覚障害者標識」や「ほじょ犬マーク」といった、障害のある人に関するマークの普及について、一般県民や市町村に働きかけを行います。
- ③ 福祉教育への取り組み等を進める学校を福祉教育推進校として指定し、その活動を支援します。その際、福祉教育をより効果的に推進するため、同じ地区の福祉教育

推進校と県社会福祉協議会が指定する福祉教育推進団体が連携し、地域の社会資源や人材を活用した福祉教育プログラムの協議・連携・企画・実践を行い、福祉教育を推進します。

- ④ 障害のある人への差別の背景にある制度や慣習などの問題について、条例における推進会議で議論し、見直しを進めます。また、より専門的な分野に関しては、分野別会議をもって対応します。なお、すでに開催された不動産に関する分野別会議の提言に基づき、受入れ住宅に関する情報提供の充実や関係機関の支援ネットワーク化を推進していきます。
- ⑤ 「障害のある人に優しい取組を応援する仕組み」により、障害のある人への理解を広げるために頑張っている方々を応援します。
- ⑥ また、県内16の障害保健福祉圏域に1名ずつ配置された、広域専門指導員の活動を通じて、地域住民に対しても障害のある人への理解を広げるため、より幅広い広報・啓発活動を行います。
- ⑦ 実際に差別が起こっている事案では、「これは差別にあたる」という自覚がないまま差別行為を行ってしまうというケースも見られることから、何が差別にあたるのかということから広報・啓発を行い、最終的には障害がある人もない人も誰もが暮らしやすい社会を目指すこととします。
- ⑧ 平成28年度から施行される差別解消法では、各行政機関において対応要領を作成することなどが義務付けられていますが、対応要領が適切に作成できるよう情報提供を行うことなどにより、差別解消法が円滑に施行できるように努めます。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
1	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を知っている県民の割合 ㊤	18.3	23.0	25.0	28.0
2	障害者条例に係る相談件数のうち地域相談員が関わった件数の割合 ㊤	15.5	33	35	38

(2) 地域における権利擁護体制の構築

【I 現状・課題】

障害のある人が地域の一員としてその人らしく生活するためには、障害のある人に対する権利擁護の体制が構築されている必要があります。これには、虐待が発生したとき等に対応する緊急的な場合と、日常生活の中で、金銭管理や財産管理、意思決定・自己決定の支援等を行う場合があります。いずれの場合も支援者一人だけでは対応できるものではありません。障害のある人の周囲にいる関係者・関係機関の連携・ネットワークづくりが重要になります。

特に、権利侵害の最たるものである障害者への虐待については、平成24年10月に「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下虐待防止法という)が施行され、障害者の尊厳を害する虐待の防止に関する法的整備がなされました。これは、障害者の権利擁護の観点からみると大きな流れの一つと言えます。障害のある人は「障害があるから」という理由で、他の人に比べて不利益な生活を強いられることがあり、それは障害者に対する「差別」や「虐待」といった行為に結び付いています。

障害者への虐待をいかに未然に防ぐか、ということも課題の一つとなります。

また、虐待が発生してしまった場合には、各関係機関が迅速に連携し、対応する必要があります。その結果、虐待を受けた者が被る身体的、精神的な傷を最小限度に抑えることができます。しかし、障害のある人は虐待を受けていてもなかなか自分から被害を訴えられないことが多いため、いかに早く支援員や施設従事者、家族等の周りの人が、異変に気づくことができるかが重要となります。地域社会で障害のある人に関わるすべての人が、権利侵害に対する意識を高く保つことができるようになれば、虐待を発見できる可能性は格段に高まります。

養護者による虐待は、家庭内で発生することから、表に現れにくいケースもあるのですが、虐待防止法の施行により通報体制が整備されたことから、改善がみられています。

施設従事者等による虐待については、虐待防止の制度が整っていても、虐待に関する情報がきちんと提供されなければ、機能しないことが袖ヶ浦福祉センターで発生した虐待事件の教訓として示されました。また、施設従事者等による虐待については、監査等の取り締まりだけでは限界があり、生活空間の開放性、地域社会との交流の充実を図る必要があるのではという指摘もあります。

使用者による虐待は、通報・届出の全体に占める割合は多くはありません。しかし、労働基準法等の労働関係法規の違反については、労働局を中心とした対応が進んでいます。

他方で、権利擁護体制には日常的な権利行使の支援という異なる側面があります。意思決定・自己決定の支援や金銭管理や財産管理等は、障害のある人が日常生活を送るうえで必要な支援となりますが、これに関しては、障害のある人によってどの程度支援が必要なのか、見極めて支援を行う必要があります。その際、支援の決定には行政機関のみならず、普段から本人と接している支援者、家族、施設職員等の関係者が連携して取り組んでいく必要があります。特に、本人の支援を決定するには、常日頃から本人が信頼している支援者や家族等の協力がないと本人の希望に沿った支援が難しい側面があることと同時に、周囲の意見に左右されることなく本人の立場に立ちきって本人の代弁をすることのできる人を含んだ、関係者間のネットワークづくりは必要不可欠となります。

また、成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対しても自分で決められることは自分で決め、足りないところは援助者に補ってもらうことで、自分らしく生活していくために利用することが重要です。一方、この制度は、後見人に多大な権限を与える制度であり、本人の財

産等を守っていく上で必要である反面、制度の使い方によっては障害のある人の権利を侵害してしまうという恐れもあります。実際、後見人が障害のある人の金銭を流用してしまう事例もあり、これは経済的虐待に該当します。さらに、障害のある人の成年後見は高齢者に対する成年後見と異なり、支援期間が長く、成年後見人などに就任した方の負担が重い、という問題もあります。いわゆる親亡き後、後見人が亡くなってしまった後、残された被後見人の支援はどうするのか、どのように引き継いでいくのか、という問題もあります。

【Ⅱ 取組みの方向性】

- ① 虐待を防止し、早期発見するために、地方公共団体や支援機関、警察・医療・教育機関といった地域における関係者に理解を求める取組を推進し、権利擁護ネットワークの確立、整備を図ります。また、虐待を発生させない生活支援や居住の場の充実等について検討を行っていきます。
- ② 虐待が発生した場合においては、虐待防止法の対応スキームに即して、迅速な対応に努める。その際には、市町村や労働局とも適宜連携を図り、適格な対応を行います。
- ③ 県内各地域においても活発な議論が行われるよう、各市町村での自立支援協議会において権利擁護に関する部会の設置を働きかけます。
- ④ 市町村や障害者関連施設に対し虐待防止のアドバイザーを派遣して、障害者虐待の適切な対応や予防ができるように助言を行っていきます。また、虐待防止アドバイザーの積極的な利用についても関係機関に対し働きかけを行っていきます。
- ⑤ 養護者・施設従事者等・使用者の類型別に、実際に障害者虐待の事例検討を行った上で事例集を作成し、関係機関に配布することで虐待に対する意識の啓発を行います。
- ⑥ 家族等の養護者に対する支援の一環として、養護者向けの講演会を開催し、虐待防止への理解促進、啓発を行います。
- ⑦ 千葉県において発生した袖ヶ浦福祉センターをはじめとした障害者関連施設における虐待を教訓とし、虐待等が発生した場合にどのように対応すべきか、施設関係者や市町村の虐待防止センター職員を対象とした研修を実施し、支援者の気づきを高めるよう努めていきます。また、障害者関連施設において緊急時にどのように避難措置を行うかといったネットワーク整備を含めた体制整備について検討します。
- ⑧ 使用者に対しては、講演会の開催や研修の実施により、効果的な広報啓発を行うこととします。
- ⑨ 障害のある人の権利が養護されるよう、成年後見制度の適切な運用に努めます。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
1	虐待防止アドバイザー派遣数 ^新	3	8	10	13

(3) 地域における相談支援体制の充実

【Ⅰ 現状・課題】

障害のある人が地域において生活する上で、相談することができる場所というのは欠かすことのできない存在です。しかし、障害のある人やその家族からは、何をどこに尋ねたらいいかわからないという声があることも事実です。そこで、障害のある人がそれぞれ生活する地域において相談支援が受けられるよう、体制を整備することが必要不可欠となります。

また、虐待防止法により市町村には虐待防止センターが設置されていますが、虐待の通報を受けることだけでなく、虐待を未然に防ぐための機能強化を図る必要があります。千葉県には、条例に基づき障害保健福祉圏域ごとに配置されている16名の広域専門指導員と、市町村単位で配置されている約600名の地域相談員がいます。しかし、その存在について十分周知されていない状況にあります。そこで、あらためて市町村の協力を得ながら周知活動を行い、指導員や相談員が住民にとって、身近に相談できる地域に密着した相談先として確立されるよう努める必要があります。障害のある人に対して、相談の窓口を広げ、どこの窓口にも相談が入っても、関係者間で情報の共有が行われ、適切な対応ができる仕組みを整えることが重要です。

【Ⅱ 取組みの方向性】

- ① 相談支援事業所と地域の支援機関との連携強化により、個別支援の充実を図っていきます。
- ② 当事者団体や家族会等との連携の下、市町村における自立支援協議会へ相談支援アドバイザーの派遣を通じて、相談支援活動の充実を図り、障害の種別や当事者の必要に応じた相談支援体制の整備を図ります。また、各団体が行っている活動への支援について検討を行います。
- ③ 相談支援事業に従事する職員への権利擁護の内容を含んだ研修を実施します。
- ④ 広域専門指導員や地域相談員の存在について関係機関や一般県民への広報に努めていきます。
- ⑤ 権利擁護全般に対して、既存の虐待防止センター、自立支援協議会、成年後見支援センター等と差別解消法に基づき新たに創設されることになる差別解消支援地域協議会を含めた各地域での取組について、整理を行いシステム作りの再検討を行います。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
1	相談支援アドバイザー見込者数 ^福 ^総 ^四	32	32	32	32

(4) 手話通訳等の人材育成

【Ⅰ 現状・課題】

「人材」を育成・確保することは、サービスの質を維持する上で不可欠なことです。

障害のある人のコミュニケーションを支援する人材としては、手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員、盲ろう者通訳・介助員がいます。これら人材の確保、育成が求められています。

現在、千葉県においては、障害のある人への意思疎通を支援する人材の育成・派遣事業を行っています。しかし、今後は、例えば視覚障害におけるロービジョン支援といった、様々なレベルにおける支援が求められ、従来の枠組みにとらわれない意思疎通支援の拡充や、事業の強化が必要となります。

手話通訳者・要約筆記者については、聴覚障害者に対するコミュニケーション支援の担い手として養成研修を行っています。手話奉仕員養成研修が平成 25 年度より市町村実施となったことから、県の取組についてあらためて検討していく必要があります。

盲ろう者向けの通訳・介助員については、盲ろう者の社会参加と自立に役立つように、年 1 回、定員 20 名の研修を行っています。しかし、今後は研修内容のより一層の充実が求められています。

視覚障害者への支援ですが、点訳・朗読奉仕員の養成については、近年、中途失明者が増加していることから、よりニーズが高まっているものの、養成講座の受講希望者が定員を下回るという状況となっています。

【Ⅱ 取組みの方向性】

- ① 手話通訳者については、養成研修事業を着実に実施するとともに、募集人員の拡大を図っていきます。また、要約筆記者についても養成研修事業を着実に実施し、さらに、要約筆記奉仕員から要約筆記者への移行研修を行います。
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図っていきます。
- ③ 点訳・朗読奉仕員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図っていきます。
- ④ 従来の意思疎通支援事業に加えて、会話パートナーや代筆・代読者・ロービジョン支援等の、新たなニーズに対応した意思疎通支援についても検討を行います。また、障害のある人のそれぞれの障害のレベルや状態によって、望ましいサービスは異なることから、レベルに適合した意思疎通支援が行われるように、利用者の選択肢を増やすことについても検討を行います。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
-----	----	------------	------	------	------

1	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業の実養成講習終了見込者数 福 総 四	98	72	72	72
2	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の実養成講習終了見込者 福 総 四	13	16	16	16
3	手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用見込み件数 福	396	375	375	375
4	盲ろう者向け通訳・介助派遣事業の実利用見込み件数 福	1062	1066	1066	1066
5	点訳・朗読奉仕員の養成人数と研修回数 福 総 四	養成人数 (累計): 818人 研修回数: 2回	養成人数 (累計): 906人 研修回数: 2	養成人数 (累計): 950人 研修回数: 2	養成人数 (累計): 994人 研修回数: 2

(5) 情報バリアフリーのための普及啓発の促進

【Ⅰ 現状・課題】

現代社会において情報は、日常生活を送る上で大変重要なものとなっています。

特に、情報機器の発達に伴い、機器の操作方法を理解し適切に使用できなければ、いわゆる「情報弱者」となる可能性があります。障害のある人がこの「情報弱者」にならないように、技術進歩に伴った支援サービスの充実が求められています。

また、障害のある人への情報提供、とりわけ災害時においては、迅速かつ適切に情報が提供されなければ、生命・身体の危機につながる恐れがあります。緊急時に、障害のある人へいかに情報提供を行うか、大きな課題となっています。

情報機器の使用に関しては、障害のある人を対象として、パソコン教室の開催やITサポートセンターの設置を行っています。さらに、視覚障害のある人、聴覚障害のある人の情報支援の拠点として、点字図書館1か所、聴覚情報提供施設1か所を県内に設置しています。しかし、継続した情報提供を行うためには、施設の安定した運営が必要となります。

平成28年度から施行される障害者差別解消法では、障害のある人に対して合理的配慮を行うことが、国や地方公共団体においては法的義務とされました。また条例では、情報の提供に関し障害を理由として不利益な取り扱いを行うことは、障害のある人に対する「差別」とされています。このようなことから、障害のある人がコミュニケーション手段を確保することは、障害のある人、ない人双方への支援につながります。

【Ⅱ 取組みの方向性】

- ① 情報コミュニケーションを支援するため、意思疎通支援事業の強化を図っていきます。
- ② パソコン教室については点字広報誌等により周知を図ることにより、利用者の増加に努めていきます。また、ITサポートセンターについては、点字県民だより等の広報誌により引き続き登録者を増やすことに努めていくこととします。
- ③ 災害時の情報伝達については、国の指針では、避難のための情報伝達として、避難所における防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせ、障害の区分等に配慮した手段を用いることとされています。また、避難場所移行の取り組みについても示されていることから、国の指針に基づき、災害時の対応について整備していきます。
- ④ 聴覚障害者・身体障害者情報提供施設の安定した運営のために、現在行っている運営費の助成を継続し、施設機能の整備、充実を図っていきます。
- ⑤ 視覚障害、聴覚障害等、各種障害のある人が行政等から必要な情報を得られるために県の各機関が行うべき配慮の指針である「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を幅広く効率的に活かしていけるよう県の各機関のみならず市町村等の関係機関への周知に努め、必要な配慮を検討し実施していただくよう働きかけを行います。
- ⑥ 放送事業者に対し、字幕番組、手話番組等障害特性に配慮した情報提供の一層の充実を要請します。

平成 26 年度障害者虐待防止・権利擁護研修の概要
 ≪一覧表≫

資料 3 - 1

対象・区分	日程	場所	人数	方法
1 市町村職員対象				
①基礎研修 【新任職員】	6月24日	千葉県文書館	66人参加	直営 1日
②専門研修 (事実確認・立入調査 について)	10月16日	県庁南庁舎	80人予定	直営 1日
2 施設等従事者対象				
①-1 基礎研修 【新任職員】	(1)7月3日 (2)7月7日	(1)千葉県経営者会館 (2)県庁中庁舎	(1)107人参加 (2)181人参加 (計288人)	直営 1日×2回
①-2 基礎研修 【追加開催】	(1)9月1日 (2)9月5日	(1)千葉県自治会館 (2)千葉県教育会館	(1)127人参加 (2)137人参加 (計264人)	直営 1日×2回
②-1 専門研修 (メンタルヘルス)	～2月	未定	100人×2回 (計200人)	委託 1日×2回
②-2 専門研修 (行動障害と身体拘束)	～2月	未定	100人×2回 (計200人)	委託 1日×2回
②-3 専門研修 (発達障害者支援)	～2月	未定	100人 (計100人)	直営 1日
②-4 専門研修 (知的障害者支援)	～2月	未定	100人 (計100人)	直営 1日
②-5 専門研修 ≪管理職≫	～2月	未定	100人 (計100人)	直営 1日
3 派遣型研修				
①虐待発生時の対応 と予防	10月29日	千葉県社会福祉事 業団	50人以上	直営 1日
②民間施設	～2月	未定	30人以上	直営 1日
4 講演会				
①養護者による虐待 防止	～2月	未定	200人程度	直営 1日
②使用者による虐待 防止	～2月	未定	200人程度	直営 1日

障害者差別解消法に係るモデル事業の実施について

健康福祉部障害福祉課

1 趣旨

国（内閣府）がすでに障害者条例を制定している自治体に協力を依頼し、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行後、設立される障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の運営に関する検証事業を行う。

2 モデル事業の概要

(1) 目的

法施行に向け「地域協議会」に関する検討を進めている自治体が、障害者差別解消支援地域協議会準備会（以下「準備会」という。）を組織し、事例収集、マニュアルの作成、周知啓発の取組等を行うことにより、「地域協議会」の迅速な設置さらには円滑な運営に資することを目的とする。

(2) 費用負担

「準備会」の構成員に係る経費（報酬・旅費）及び会議開催に係る経費については内閣府が負担する。

(3) 実施予定自治体

岩手県、京都府、浦安市、さいたま市。

※ 本モデル事業の実施にあたり、内閣府からは浦安市との連携を求められている。

3 事業の実施方法

(1) 「準備会」の構成員

「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」の委員（別紙）を「準備会」の構成員として任命する。

《理由》

ア) 設立の目的が「地域協議会」と類似していること。

イ) 偏りなく関係機関・団体から委員が選出されていること。

(2) スケジュール

8月 実施計画を内閣府と協議

9月～12月 「準備会」開催（10月及び12月に各1回開催予定）

1月～3月 報告会開催・参加、報告書作成

4 報告会

(1) 中間報告会（場所：モデル事業を実施する各自治体）

ア) 内閣府と千葉県による共催

イ) 千葉県の役割は、①学識経験者・障害当事者各1名を推薦、②200名程度収容可能な県内の会場を確保、の2点。

ウ) 2月開催希望を内閣府に報告予定。

(2) 最終報告会（場所：東京都）

平成27年3月6日（金）に日本学術会議講堂（港区六本木）で開催予定。

「差別解消法地域協議会準備会」委員名簿（案）

（平成26年 月 日現在）

分野		所属	委員氏名	
① 障害のある人	身体障害	視覚障害	（福）愛光常務理事	高梨 憲司
		聴覚障害	（福）千葉県聴覚障害者協会理事長	植野 圭哉
		肢体不自由	（福）千葉県身体障害者福祉協会理事長	神林 保夫
	知的障害	千葉県手をつなぐ育成会会長	田上 昌宏	
	精神障害	（NPO）ぴあ・さぼ千葉理事長	横山 典子	
		千葉市精神障害者家族会千花会副会長	齊藤 <small>たかし</small> 陟	
	発達障害	千葉県自閉症協会監事	角口 早苗	
高次脳機能障害	ちば高次脳機能障害者と家族の会世話人	角田 義規		
② 県議会議員		自由民主党（船橋市）	木村 哲也	
		民主党（君津市）	石井 宏子	
		公明党（松戸市）	秋林 貴史	
③ 専門的知識を有する者	福祉の分野	（福）まつど育成会 統轄施設長	早坂裕実子	
		（福）彩会理事長	平山 隆	
	医療の分野	千葉県医師会副会長	土橋 正彦	
	教育の分野	千葉県小学校長会事務局長 （元 八街市立実住小学校長）	府川 雅司	
		元 千葉県立千葉聾学校長	林 トシ子	
	雇用の分野	（株）舞浜コーポレーション	石井 明彦	
		（株）千葉興業銀行人事部長	高柳 利明	
法律の分野	弁護士（藤岡・合間法律事務所）	藤岡 隆夫		
学識経験者	城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科教授	石田 路子		

委員数：20名（予定）

任期：平成26年 月 日～平成27年2月27日まで

資料 5 - 1 非公開

平成26年度虐待防止アドバイザー派遣事業実施状況

	実施日	派遣先	申請者	アドバイザー名	講演内容	参加者数
1	5月20日	印西市文化ホール	印西市、酒々井町、栄町及び各自立支援協議会	佐久間 水月 氏 稲阪 稔 氏	障害者虐待防止研修会	40
2	5月23日	習志野市東部保健福祉センター	習志野市障がい児童民間事業所連絡会	朝比奈 ミカ 氏	放課後デイサービスの支援や言葉がけについて	30
3	6月18日	千葉市中央保健福祉センター	千葉県特例子会社連絡会総会	野口 友子 氏	障害者虐待防止について	50
4	6月17日	プラネット (印西市小林)	同左	早坂 裕実子 氏	施設等における虐待防止策の検討や体制整備	5
5	7月 4日	新八千代病院	医療法人社団心会和	岡本 一成 氏	虐待防止策の検討や体制整備	60
6	8月10日	千葉市中央保健福祉センター	NPOワークス未来千葉	佐久間 水月 氏	どのようなことが虐待にあたるのか、虐待とは何か	65
7	8月21日	館山市コミュニティーセンター	安房圏域障害者GH等連絡協議会	小倉 亜津子 氏	虐待や権利侵害の事例、傾向、多く見られる事業の内容等	30
8	8月27日	千葉障害者職業センター	同左	藤尾 健二 氏	障害者の就労における虐待防止	30

※ 平成26年8月末現在

千葉県社会福祉事業団による千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事件 問題、同事業団のあり方及び同センターのあり方について（答申）概要

平成 26 年 8 月 7 日
千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会
（事務局：健康福祉部障害福祉課）

1 検証に至る経緯について

平成 25 年 1 月 1 日に、県立施設千葉県袖ヶ浦福祉センター（指定管理者：千葉県社会福祉事業団）養育園（児童施設）の利用者が死亡する事件が発生し、県において立入検査を実施したところ、同園及び更生園（成人施設）において、暴行・虐待が確認された。これを受けて、外部の有識者により徹底的に調査し、問題の全容を究明するため、平成 26 年 1 月 16 日に「千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会」が設置された。

〔千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会の活動の概要〕

- 1 月から 8 月にかけて全 12 回開催
- 2 月 14 日に緊急提言提出（虐待防止体制及び外部チェック体制の整備・強化）
- 3 月 25 日に中間報告（※）提出
- 今回 8 月 7 日に最終報告（答申）提出

※ 中間報告の概要

① 事案・立入検査の概要

- 昨年 11 月 26 日に、養育園の利用者が、職員の暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡（3 月 11 日傷害致死容疑で逮捕・3 月 31 日起訴）
- これを受け、昨年 12 月から本年 2 月にかけて、計 28 日間、養育園及び更生園等に対する立入検査を実施（職員延べ約 350 人を対象）

※ 確認された状況（平成 16 年度から平成 25 年度まで 10 年間）

身体的虐待（暴行）を行った職員	11 人	（被虐待者 17 人）
性的虐待	2 人	（被虐待者 2 人）
心理的虐待	3 人	（被虐待者 4 人）

合計（実人数） 虐待者 15 人 被虐待者 23 人

* 虐待者は延べ 16 人（この他に虐待を行った疑義のある者 3 人）

② 県から事業団に対する改善勧告の状況

- 昨年 12 月から本年 2 月まで計 4 回勧告を実施（養育園については、新規利用者の受入停止の行政処分も実施）
- 主な勧告の内容は、次のとおり
 - ・ 虐待防止のための体制の整備
 - ・ 職員の人材育成、教育及び意識改革、支援現場の処遇改善
 - ・ 事故発生時の県への迅速な報告、保護者への説明、情報提供の充実
 - ・ 幹部の処分、幹部の刷新

③ 主な虐待の原因等とそれに関する提言の概要

【人材育成、人事配置、研修の不備】

- ・ 支援に必要な理念を共有し部下を指導するリーダーの育成、支援の困難性に見合った人員配置、全職員に対する外部研修の実施

【事業団内虐待防止体制の機能不全】

- ・ 幹部刷新、虐待防止委員会の機能強化

【県のチェック体制や外部チェック体制の不備】

- ・外部の相談支援に長けた専門職（パーソナルサポーター）の派遣
- ・県の監査・モニタリングの強化

【医療支援体制の未整備】

- ・施設内の医療職（看護師等）と支援員とのコミュニケーション・連携促進

*提言に対する改善を検証委員会において確認し、「V 県の勧告や中間報告を受けての改善は進んでいるか。」に記載

2 これまでのセンターの位置付け及び平成15年以降の見直しについて

(1) センター及び事業団の見直しの経過について

[これまで県が掲げてきたセンターのあり方について]

平成15年にセンター・事業団の果たす役割として、地域移行の推進、強度行動障害等の民間施設で受入れが困難な者の受入れ、被虐待児童のシェルター機能等が掲げられ、その後の県の障害者計画にもその旨規定された。

[強度行動障害支援事業について]

強度行動障害者の行動改善には一定の成果を挙げたが、事業目標とした民間施設・地域移行は達成できなかった。

[指定管理者制度の開始]

地域移行等に伴う職員の削減と同時期に人件費の削減が行われ、中堅職員の大量退職を招き一部職員に対する指導・教育・管理が甘くなった。

[自主事業の進展]

地域移行の推進に一定の役割を果たす一方、人事偏重等によりセンター運営に負の影響があった。

(2) センター及び事業団に対する民間からの評価について

強度行動障害者や医療的ケアを必要とする者への支援自体はある程度評価されていたが、支援ノウハウの発信等による民間との連携については低い評価だった。なお、わからないとする回答も多く、センターからの情報発信の不足とともに、強度行動障害支援等に対して関心が高くない施設もあることが推測された。

障害者支援に関わる者全てが、強度行動障害者支援を自らのこととして受け止め、県全体で支援していく、といった視点が望まれる。

(3) センター及び事業団に係る県の責任について

センターの役割の達成に向けて踏み込んだ進捗管理は行われておらず、指導監督の面でも、事業団に虐待体質があることを見抜けた可能性がある機会を三度は失っており、事業団に対して踏み込んだ指導監督が行われていなかった。

県は、センター運営の実態を把握しないまま、事業団によるセンター運営が適正に行われていたと評価しており、その責任は看過できない。

3 今後のセンター・事業団のあり方について

センターでは、県立施設として民間施設では支援が困難であった障害児者の受入れ等に特化するという既定の方針の下、地域移行を進めてもなお大規模施設で、県内各地から最重度の利用者が集中し、組織・人材ガバナンスが困難となるなど虐待のリスクが増長していた。

その反省を踏まえ、虐待のリスクを極小化し、ガバナンスを働かせ、個々の利用者の特性に合った適正な支援を確保する必要がある。

(1) 今後のセンターのあり方について

[早急に取り組むべき事項]

- ・大規模ケアからきめ細かな支援を可能とする少人数ケアに転換する。
- ・利用者の民間施設・地域移行により定員規模を縮小する（半分程度を目指す）。
- ・養育園規模縮小に当たって県全体での障害児の受入先を確保する。
- ・県内各地で民間法人による強度行動障害支援体制を構築する。
- ・閉鎖性の解消に向けた取組み（障害特性に応じた施設整備等による改善や外部専門職の派遣等によるチェックシステムの構築）を進める。

[目指すべき方向性]

- ・養育園は、公的責任として被虐待児のシェルター機能や利用者と保護者、地域をつなげる相談・療育支援等の機能・役割を果たす。
- ・更生園は、当面、民間のモデルとなる強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たす。

(2) 今後のセンターの管理運営のあり方について

- 第五次県障害者計画の周期と整合する「集中見直し期間」（平成29年度末まで）を設定する。
- 外部の第三者の評価を受けながら見直しの進捗管理を行う。
- 集中見直し期間中は、県の積極的な関与の下でセンター・事業団の見直しを進めるため、県の責任において事業団を非公募で指定する。
- 集中見直し期間中に民間法人がセンターの運営に参入しやすい環境整備を図り、集中見直し期間終了時には、指定管理者制度の運用を見直し、養育園と更生園の一体運営の見直し・分割により民間法人の参入を促す。

(3) 今後の千葉県社会福祉事業団のあり方について

- 千葉県知的障害者福祉協会の協力を得て民間施設との交換研修を実施し、支援の質及び意識の向上を図る。
- 県内関係機関等と協議しながら、強度行動障害者支援に係るノウハウの情報発信・事例報告会での討議等を通じ、民間施設等との連携を強化する。
- 支援現場に精通した者の事業団顧問等への就任により執行体制を強化する。
- センター運営に注力するため自主事業について計画的に民間移譲する。

(4) 県や外部による重層的なチェックシステムの構築について

- 施設内巡回時間の拡大、支援員からの聴き取り、抜き打ち検査の実施等により、県の監査・モニタリングを強化する。
- パーソナルサポーター等の派遣、虐待防止委員会への外部有識者の参加、保護者の定期巡回等により、外部チェックを強化する。
- 外部の相談支援事業所の計画相談・モニタリングにより支援の客観的評価を行う。
- 外部機関により計画的に研修を実施し、外部機関が研修成果等を確認する。
- 指導監査において現場支援に精通した民間人材によるチェックを活用する。

千葉県社会福祉事業団の自主事業における不祥事の発生及びその後の対応について

平成 26 年 9 月 11 日
 千葉県社会福祉事業団
 0438-62-2722
 千葉県健康福祉部障害福祉課
 043-223-2352

平成 26 年 8 月 30 日（土）、千葉県社会福祉事業団が自主事業として運営するアドバンスながうらにおいて、利用者に蹴られた際に、職員が利用者の頬を反射的に平手で叩くという事案がありました。

本事案については、事業団において利用者等に謝罪し、職員の処分等を行うとともに、再発防止策を講じているところです。

事業団として、運営改善に向けた取組みを進めている中で、このような不祥事により利用者及び保護者等関係者の不安を招く事態となったことをお詫びいたします。改めて、利用者の障害特性に応じた支援のあり方の見直し・改善に取り組んでまいります。

県においても、事業団からの速やかな報告を受け、現地調査を実施して事業団に対し改めて改善指導を行うとともに、「千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会」委員に報告しました。

引き続き、県が積極的に事業団の運営に関与し、事業団の見直しの取組みを進めてまいります。

1 事案の概要

- ・アドバンスながうらにおいて、男性職員が、無断で外出しようとする男性利用者を止めようとした際、利用者から足を蹴られ、利用者の頬を反射的に平手で 1 回叩いてしまった。
- ・利用者に外傷はなく、利用者やその身元引受人は当該職員及び施設長からの謝罪を受け入れている。
- ・事業団においては、直ちに内部調査及び利用者の身元引受人・関係機関等への報告を行い、外部委員も参加している事業団虐待防止委員会の意見を踏まえ、9 月 8 日付けで当該職員及びその管理監督者への処分を行った。

2 主な経過

8 月 30 日（土）

- ・アドバンスながうら男性職員 1 名が、無断で外出しようとする男性利用者 1 名を止めようとした際、当該利用者から足を蹴られ、当該利用者の頬を反射的に平手で 1 回叩いてしまった（その後、当該職員は当該利用者から再度足を蹴られた。）。
- ・当該職員は叩いた後直ちに事実を報告し、サブマネージャー及びリーダーが当該職員及び当該利用者に対する聴き取りを行うとともに痣等の外傷が無いか確認し、聴取結果等について施設長へ報告した（当該利用者及び当該職員ともに、痣等の外傷はなかった。）。
- この際、当該職員と当該利用者がお互いに謝罪した（当該利用者は「自分も蹴ったから」と当該職員の謝罪を受け入れた。）。
- ・施設長が、理事長及び事業団事務局へ報告し、事務局が県へ報告した。

8月31日（日）

- ・施設長が、当該職員及び当該利用者に対する聴き取りを行うとともに、改めて外傷が無いか確認した。この際、当該職員に対しては厳重に注意し、当該利用者に対しては謝罪した（当該利用者は施設長の謝罪を受け入れた。）。

9月 1日（月）

- ・事業団から、当該利用者の身元引受人に報告・謝罪するとともに、関係機関（袖ヶ浦市等）へ報告した。
- ・苦情解決第三者委員（事業団において委嘱）が、当該職員及び当該利用者に対する聴き取りを行った。
- ・当該職員を支援に携わらない業務に変更した。
- ・施設職員に対して事実関係及び当該利用者に対する当面の対応を周知した。

9月 3日（水）

- ・県において、障害福祉課職員4名が現地調査（9名（当該利用者、当該職員、施設長、マネージャー、サブマネージャー、関係職員4名）からの聴き取り及び関係書類の確認）を行った。

9月 4日（木）

- ・事業団において、事業団虐待防止委員会に報告した（外部委員4名中、3名（保護者代表等）出席）。

（外部委員からの主な意見）

- ・大変残念であり、職員としての自覚を持つよう、再度認識させるべき。
- ・職員全員で話し合い、今後の対応を図ることが必要。
- ・無断外出時に問題が生じれば当該利用者にはマイナスになるので、無断外出防止のためのある程度の制止は、やむを得ないと思う。

9月 8日（月）

- ・事業団において、職員賞罰及び賠償審査委員会に諮った上で、当該職員及びその管理監督者3名に対する処分を決定した。また、理事長は報酬の自主返納を申し出た。

（処分理由）

- ・利用者を叩く行為は絶対にあってはならず、事業団を挙げて信頼回復に向け取り組む中で、本事案が社会に与える影響も極めて大きいことから、厳正に処分する。（事件発生直後に報告したことや反省していることについては考慮する。）

- ・当該職員には再教育及び定期的な面談が行われることとなった。

9月 9日（火）

- ・当該職員を事務局付きとし、支援現場から外した。
- ・事業団理事長が県健康福祉部長に本事案について報告し謝罪した。健康福祉部長は、事業団理事長に厳重に注意するとともに、本事案について十分な検証を行い、再発防止策を講ずるよう指導した。

9月10日（水）

- ・事業団から、事業団自主事業利用者及び袖ヶ浦福祉センター利用者の保護者宛に、本事案発生に関する事業団からのお詫び文、県からのお知らせ文及び本事案の概要を郵送した。

3 県の対応

調査において確認した内容を踏まえ、事業団に対し、9月9日付けで、健康福祉部長から厳重注意するとともに、文書による改善指導を行った。措置状況については、今後、毎月の確認調査等において進捗管理を行う。

また、千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会委員に報告し、今後、実施するモニタリングにおいて、本事案についても、当該利用者及び関係者からの聴き取り等により、確認するよう依頼した。

(1) 調査において確認した本事案の背景

- ・当該利用者が一人で外出した際には、問題が生じるおそれが高く、無断外出を防ぐよう周知されていたが、無断外出防止の具体的な支援方法は確立・共有されていなかった。
- ・当該職員と当該利用者は接する機会が少なく、当該職員は当該利用者の特性（「やめましょう」といった直接表現による声掛けは避けた方がよい）を十分に理解していなかった。

(2) 改善指導の内容

- ・本事案の十分な検証及び再発防止措置
- ・当該職員の再教育の徹底
- ・利用者の障害特性や具体的支援方法等についての情報の共有化
- ・職員の業務上、支援上の悩み等について、相談・協力し合える職場環境づくり、管理者等がこれらを把握・対応できる体制づくり

4 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会委員のコメント

- たとえ利用者から蹴られての反射的な行為であっても、職員が利用者を叩くことはあってはいけないこと。支援のあり方に関する改善の取組みがまだ浸透しきっていないと思われ、残念。
- 個々の利用者への支援のあり方については、本事案を踏まえつつ、必要に応じ、地域の利用者の事情を知る他の関係機関も加わる形で、「利用者本位」「利用者の視点」で丁寧に検討してほしい。
- ただし、本事案は、改善に向けての取組みが行われている中での突発事故であり、このことをもって答申で出した方向性を見直す必要があるとは考えていない。
- 本事案への対応自体は、事業団として発生直後に管理者への報告・県への報告があり、直ちに、聴き取りが行われたことや、当該利用者への謝罪がなされたこと等から、事後の対応は適切に行われたと考えられる。

(参考) 施設の概要

名称 アドバンスながうら

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第12項に規定する障害者支援施設)

- 定員 (1) 施設入所支援事業：80名
(2) 生活介護事業：60名
(3) 就労移行支援事業：50名
(4) 就労継続支援B型事業：20名

所在地 袖ヶ浦市蔵波3312番の1

事業内容 18歳以上の知的障害者に施設障害福祉サービスを行う。入所、排泄・食事の介護等を行うとともに、地域生活に向けた生活支援と就労に必要な職業準備訓練をサービスとして提供する。

開設年月 昭和45年4月